

「登録型本人通知制度」とは？

行政書士や弁護士などの八業士（※2）は、「職務上請求書」を使えば他人の戸籍や住民票を取得することができます。しかし、その行為は取られた人には知らされないため、この職権を悪用して調査会社などに横流しを行い、身元調査に悪用する事件が後を絶ちません。

福山市では、2013年2月1日から「登録型本人通知制度」を実施しています。

この制度は、市役所が住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、そのことを本人に知らせる制度で、不正取得の早期発見により、身元調査などの不正利用の防止や不正取得に対する抑止効果が期待されます。

通知を希望する人は、市役所に事前に登録する必要があります。



●登録受付窓口

市民課・松永市民課・北部市民課・東部市民課・神辺市民課・新支所・沼隈支所・鞆支所・内海支所・芦田支所・加茂支所・水呑分室

（※2）八業士とは・・・

弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士の有資格者を言います。職務上必要な権限として「職務上請求書」を使って、戸籍謄本等を取得できることが認められています。

「わたし」からはじめる



豊かなつながり

人権文化が根付いたまちづくりを進めましょう

～人と人が豊かにつながるために～

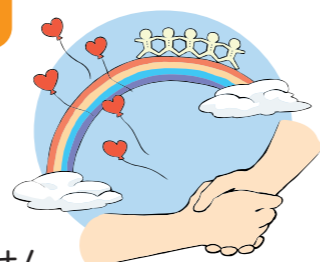
他人の人権を守ることは自分の人権を守ること。

人権を守りあうことは人を大切にしようこと。

私たちが幸せに生きていくためには、人権の共存はかせません。

私たちが暮らす社会を人権尊重の文化で満たしていくことが、未来を豊かにしていくことにつながります。

そのためにも、「人権尊重（人を大切にしようこと）」という関係でつながり、豊かな人間関係を築いていきましょう。



お問い合わせ

人権推進課 084-928-1006
生涯学習課 084-928-1243
中部生涯学習センター 084-932-7265

南部生涯学習センター 084-980-7713
松永生涯学習センター 084-934-5443
北部生涯学習センター 084-976-9460
東部生涯学習センター 084-940-2574
神辺生涯学習センター 084-962-5026

私たちは、それぞれに個性を持ち、多くの人とのつながりのなかで生きています。そして、「自分らしく、自由に、自信を持って、安心して暮らす権利」を持っています。それが人権です。
身近なところから人との関わりを見つめ直し、気づいたことを行動にうつしましょう。一人ひとりの人権が尊重される社会をめざし、「わたし」からはじめましょう。

